

諮問第10号の答申

造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について（案）

本委員会は、国土交通省が実施を予定している造船造機統計調査（指定統計第29号を作成するための調査）及び鉄道車両等生産動態統計調査（指定統計第71号を作成するための調査）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 両統計調査の意義

造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査は、船舶、鉄道車両等の生産活動の実態を明らかにするとともに、いずれの統計調査も国民経済計算や鉱工業指数の作成に係る基礎データを提供する役割を担っている。また、その結果は、業界における業務計画策定の基礎資料等にも用いられており、両統計調査は幅広く活用される、重要な統計調査であると認められる。

イ 調査周期

造船造機統計調査における造船調査及び鉄道車両等生産動態統計調査における鉄道車両（新造）に係る調査については、調査周期はこれまでと同様に月次を継続するが、造船造機統計調査における造機調査並びに鉄道車両等生産動態統計調査における鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置に係る調査については、平成21年度以降、調査周期を月次から四半期に変更する計画である。これについては、現行の利用状況から見て特段の支障はなく、報告者負担の軽減等の観点から適当である。

ウ 調査方法

鉄道車両等生産動態統計調査における鉄道車両部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置に係る調査票の配布及び回収について、平成21年度以降、これまでの地方運輸局等を経由する手順から、すべて本省直轄の方式に変更する計画である。

これについては、鉄道車両等生産動態統計調査の調査対象事業所の総数が100に満たない現状にかんがみ、調査の効率的な実施を図るものであることから、適当である。

エ 調査事項

(ア) 平成21年度調査から、造船調査の「船質」欄から「木船」の表示を落とし、

木船の製造があった場合には備考欄にその旨を記入するように変更することを計画している。また、索道搬器運行装置に係る調査について、「需要先」を調査事項から削除することを計画している。

これらについては、近年の調査結果において、造船調査の対象となる一定規模以上の木船はほとんど製造されないこと、また、索道搬器運行装置は全て観光目的で製造されていることが明らかとなっていることを踏まえたものであり、いずれも適当である。

- (イ) しかし、造機調査における「価格」欄については、より実態に即した表記にするため、調査事項の名称を「価格」から「金額」に改めることが必要である。

オ 調査対象品目

造機調査の調査対象品目について、28品目から13品目に簡素・集約化することを計画している。

これについては、報告者負担の軽減の観点から適当であると考えるが、今後、集約した各品目の製造高が造機調査の対象品目全体の中でどの程度の割合を占めているか、工業統計調査の結果も参考にしつつ、常に検証を行っていくことが必要である。

カ 集計事項及び結果の公表

- (ア) 両統計調査の集計事項は、調査周期や調査事項の変更に即して変更する計画である。これについては、統計需要に即したものとなっており、適当である。

- (イ) 造船造機統計調査の結果については、月報を調査月の約3か月後以内から調査月の翌々月末日までに公表する等の公表の早期化を計画している。また、鉄道車両等生産動態統計調査の結果については、月報を調査月の翌々月末日までから翌月末日までに公表する等の公表の早期化を計画している。これらについては、利用者ニーズに応えるものであり、適当である。

キ 調査票情報の保存期間

調査票情報の保存期間については、調査要綱（申請事項）において2年と規定されているが、統計データ・アーカイブの整備に向けて的確な対応を図る観点から、要綱上の保存期間を永年保存とすることが必要である。

2 今後の課題

- (1) 両統計調査の調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリング等によって把握している。

このような調査対象の把握方法については、造船調査は造船法（昭和25年法律第129号）に基づく届出義務のある工場（事業所）を調査対象としていることから、問題がないと考える。しかしながら、これ以外の調査については現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。

併せて、両統計調査（造船調査を除く。）の調査対象を「常時10人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両

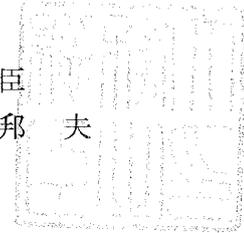
面から検討する必要がある。

- (2) 船舶及び鉄道車両は生産に長期間を要するものであることから、鉱工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要である。そのため、特に鉄道車両について、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討する必要がある。

総 政 企 第 346 号
平成 20 年 10 月 20 日

統計委員会委員長
竹 内 啓 殿

総 務 大 臣
鳩 山 邦 夫



諮問第10号
造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の
改正について（諮問）

標記について、平成20年10月8日付け国総情交第8号により国土交通大臣から別添「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の承認事項の一部変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について)

1 調査の目的等

造船造機統計調査(指定統計第29号を作成するための調査)は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として、昭和25年4月以降、毎月実施されている。

また、鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計第71号を作成するための調査)は、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的として、昭和29年4月以降、毎月実施されている。

2 改正の趣旨

「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)において、ニーズに即した新たな統計の整備を図る一方、既存統計調査を見直し、ニーズの乏しい統計調査を廃止する等、統計調査の整理合理化を進めることとされたことなどを踏まえ、また、申告義務者の負担軽減等を図るため、平成21年4月調査から、毎月調査する必要性が乏しくなった品目を四半期調査に変更するとともに、調査項目の簡素化等の変更を行う。

3 改正内容

(1) 造船造機統計調査

ア 調査周期の変更

造機調査の調査周期を月次から四半期に変更する。

ただし、調査項目のうち「製造高」については、月単位で把握する。

イ 調査対象品目の集約

造機調査の調査対象品目を28品目から13品目に簡素化・集約化する。

ウ 調査事項の変更

造船調査の「船質」項目から「木船」の表示を落とし、木船が調査対象として該当した場合には備考欄に記入することとする。

(2) 鉄道車両等生産動態統計調査

ア 調査周期の変更

鉄道車両(改造・修理)、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置に係る調査の調査周期を月次から四半期に変更する。

イ 調査系統の変更

これまで地方運輸局等を経由していた調査票の配布及び回収を、すべて本省直轄に変更する。

ウ 調査事項の変更

索道搬器運行装置に係る調査において、「需要先」を調査事項から削除する。

造船造機統計調査の概要（案）

調査の目的

造船及び造機の実態を明らかにすることを目的として、昭和25年より実施している。

調査の概要

< 調査の種類 > 造船調査票及び造機調査票

< 調査期日 > 造船調査：毎月末現在
造機調査：毎四半期末現在

< 調査対象 > 造船調査：以下の船舶の製造設備又は入きょ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。）（930工場）

1. 鋼製船舶・・・全て
2. 鋼製の船舶以外の船舶・・・総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のもの

造機調査：以下の船用機関等の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場（634工場）

- | | | | |
|-----------|--------------|------------|----------|
| 1. 船用タービン | 2. 火花点火機関 | 3. ディーゼル機関 | 4. 船外機 |
| 5. 船用ボイラ | 6. 補助機械 | 7. 操だ装置 | 8. 操船装置 |
| 9. 係船荷役機械 | 10. 軸系及びプロペラ | 11. 航海用具 | 12. 錨・鎖錨 |
| 13. 自動化機器 | | | |

< 抽出方法 > 全数調査

< 調査方法 > 郵送又はオンラインにより調査票を配布・回収

< 調査の流れ > 国土交通省 地方運輸局等 調査対象工場

結果の公表

< 主な集計事項 >

（造船調査）

用途、トン数階級、起工、進水別鋼船の隻数及びトン数
用途及びトン数階級別しゅん工船舶の隻数、トン数及び船価
国籍及び船質別修繕船舶の隻数、トン数及び修繕高

（造機調査）

機種別製造高、四半期末在庫高及び修繕高
機種別部品製造高

< 集計地域 > 全国

< 公表時期 >

造船調査にあっては調査月の翌々月末日までに、造機調査にあっては調査四半期の翌々月末日までに、造船統計月報及び造機統計四半期報によって公表

結果の利用

船舶製造・修理業，船用機関製造業の現状把握及び施策立案のための基礎資料
例：中小企業対策である「セーフティネット保証制度」の対象業種として指定を受けるため、中小企業庁へ提出するデータとして利用
国民経済計算（SNA）及び鉱工業生産指数（IIP）の作成のための基礎資料

鉄道車両等生産動態統計調査の概要（案）

調査の目的

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的として、昭和29年より実施している。

調査の概要

- < 調査の種類 > 鉄道車両生産（新造）統計調査・・・第1号様式
鉄道車両生産（改造・修理）統計調査・・・第2号様式
鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産統計調査
・・・第3号様式
索道搬器運行装置生産統計調査・・・第4号様式
- < 調査期日 > については毎月末現在、～については毎四半期末現在に
より行う。
- < 調査対象 > 鉄道車両（新造）、鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品、
鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造を行う事業所で
あって、これらの製造に常時10人以上の従業員を使用するもの
（93事業所）
- < 抽出方法 > 悉皆
- < 調査方法 > 郵送又はオンラインにより調査票を配付・回収
- < 調査の流れ >

国土交通省

申告義務者

結果の公表

- < 主な集計事項 > : 車種別受注、生産、月末手持両数及び金額 等
: 車種別改造・修理別受注、生産、期末手持両数及び金額 等
: 1)品目別生産、出荷、在庫数量及び金額、2)納入先別出荷内訳
: 品目別受注、生産、手持数量及び金額
- < 集計地域 > 全国
- < 公表時期 > : 調査月の翌月末日までに月報を公表
~ : 調査期の翌々月末日までに四半期報を公表
~ : 調査年度の翌年度9月末日までに年報を公表

結果の利用

鉄道車両・同部分品製造業の現状把握及び施策立案のための基礎資料
国民経済計算(SNA)及び鉱工業生産指数(IIP)の作成のための基礎資料
大学・研究所等の研究機関において、景気・市場の動向等を把握するための基礎資料

産業統計部会の審議状況について（報告）

< 造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査関連 >

第12回産業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成20年12月15日（月）16：00～17：46
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、青木専門委員、佐々木専門委員、佐藤専門委員、菅専門委員、田井専門委員
審議協力者（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、日本銀行）
調査実施者（伴交通統計室長ほか2名）
事務局（犬伏統計審査官ほか2名）

- 4 議 題 造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について

5 概 要

- (1) 事務局から、第10回産業統計部会の結果概要について説明が行われた。
- (2) 国土交通省から、前回部会での委員意見等に対する回答について説明があり、それを踏まえ、質疑が行われた。

主な意見等は、以下のとおり。

長期生産物に係る進捗状況の把握

部品を生産し、組み立てて鉄道車両を生産するという生産の流れから言えば、月次の部品の生産を把握することで、生産の進捗状況の把握につながる面があったのではないかと。今回の改正により、鉄道車両部品に係る調査が四半期調査になると、そのデータが失われることになる。これにより精度の高い推計が行えなくなる支障はないのか。

長期の生産工程において、完成品の生産に至る進捗を把握しようとする、何らかの形で仕掛品を捉える必要があると考える。鉄道車両は出荷額が非常に大きな品目であるから、仕掛品等を捉えるための統計調査における概念の整理等について、是非とも具体的な対応を図っていただきたい。

仕掛品の把握は重要だが、生産動態統計においてはタイムリーさも重要。統計調査で直接把握することだけでなく、推計方法を工夫することにより対応することも考えた方がよい。

大規模な製造業者においては月次の仕掛品等の把握は行っていると思われる。ただし、社内の独自の方式による把握を行っているなど、ずれがあるかもしれない。

- ・ 受注から納入までの期間が安定的なのか、品目等によって違うのかを検証することも必要である。そのための基礎資料は調査実施者において収集し、本調査の改善に係る検討を行っていただきたい。
- ・ 鉄道車両を製造する事業者は限られているので、個別ヒアリングをするなどして、車種別の生産期間を把握し、精度向上等につなげていただきたい。

中期的には、仕掛品在庫及び完成品在庫を一括して把握することができれば問題はない。これにより、受注残、生産、仕掛品・完成品在庫及び期中の受注額がバランスするように一

連の流れが把握できる仕組みを構築していただければと考えている。

しかしながら、これらを月次で把握するのは困難な事業所も存在することが想定される。例えば、把握は四半期で行い、必要に応じて月次の仕掛品在庫等を推計することを検討すれば良いのではないかと。

「手持」から「受注残」への表記変更

申告義務者の立場としては、昭和 29 年から同一の概念で回答してきた調査内容を変えらるとなると、相当な周知期間が必要と考える。

今回の変更は、平成 21 年 4 月からなので、当面は現行の方式で行うことが適当だが、検討には速やかに着手すべき。

(3) 事務局から、答申案の朗読及び説明があり、これを踏まえ、項目ごとに順次審議が行われた。主な意見等は、以下のとおり。

「イ 調査周期」について

調査周期の変更については、報告者負担の軽減の観点のほかに、現行利用状況から見ても特に問題はない旨を記述すべきとの意見があり、そのように修正することとなった。

「エ 調査事項」について

調査事項については以下のように整理された。

鉄道車両等生産動態統計調査の調査事項である「手持」を「受注残」に改めることについては、「2 今後の課題」に移動させる。

造機調査における「価格」をより実態に即した「金額」という表記に改めることが必要であるとの意見があり、それについては答申に盛り込むこととされた。

「2 今後の課題」について

今後の課題については、「エ 調査事項」に係る審議結果を踏まえ所要の修正を行うとともに、本調査において、鉱工業指数の算出等の基礎資料として生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要である旨をより明確に記述すべきとの意見があり、そのように修正することとなった。

(3) 答申案については、上記意見を踏まえ、所要の修正を行うこととし、その字句等の修正については部会長に一任することで部会において了承され、12月22日(月)開催の統計委員会に諮ることとされた。

(4) 答申案の提示と併せて、統計委員会において、他府省所管の各種生産動態統計調査について今回行った審議と同様の検討を可及的速やかに開始する必要がある旨を部会長から報告することとされた。